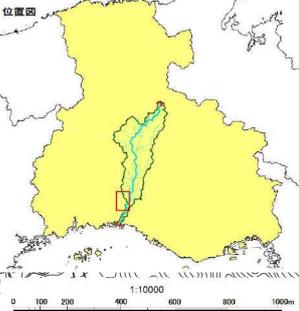


市川水系 洪水浸水想定区域図 想定最大規模【4/18】



- 凡例
- 20.0m以上の区域
 - 10.0m～20.0m未満の区域
 - 5.0m～10.0m未満の区域
 - 3.0m～5.0m未満の区域
 - 0.5m～3.0m未満の区域
 - 0.5m未満の区域
 - 市町境界
 - 浸水想定区域指定の対象となる河川(区域)



市川水系 洪水浸水想定区域図 想定最大規模【4/18】

1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第183号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表特例の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河川及び水防指定区域の指定状況と併せて、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションについては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの精度となる降雨を相対する規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域図に示されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 指定の日付 令和 年 月 日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 市川系白口川、朝原川、倉谷川、大見川、小田原川、大田川、池上川、藤原川、東山川、甲斐川、釜谷川、東山川本筋、尾谷川、尾谷川、小樽川、雲津川、七瀬川、西谷川、榎原川、榎原川本筋、平田川、矢野川、須賀川、須賀川、神谷川

(5) 水防法指定河川 市川系市川、越知川

(6) 関係する市町村 朝来市、神岡町、市川町、福崎町、姫路市、高砂市

(7) その他の計算条件等

① この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で浸水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域図として示されています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が浸水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

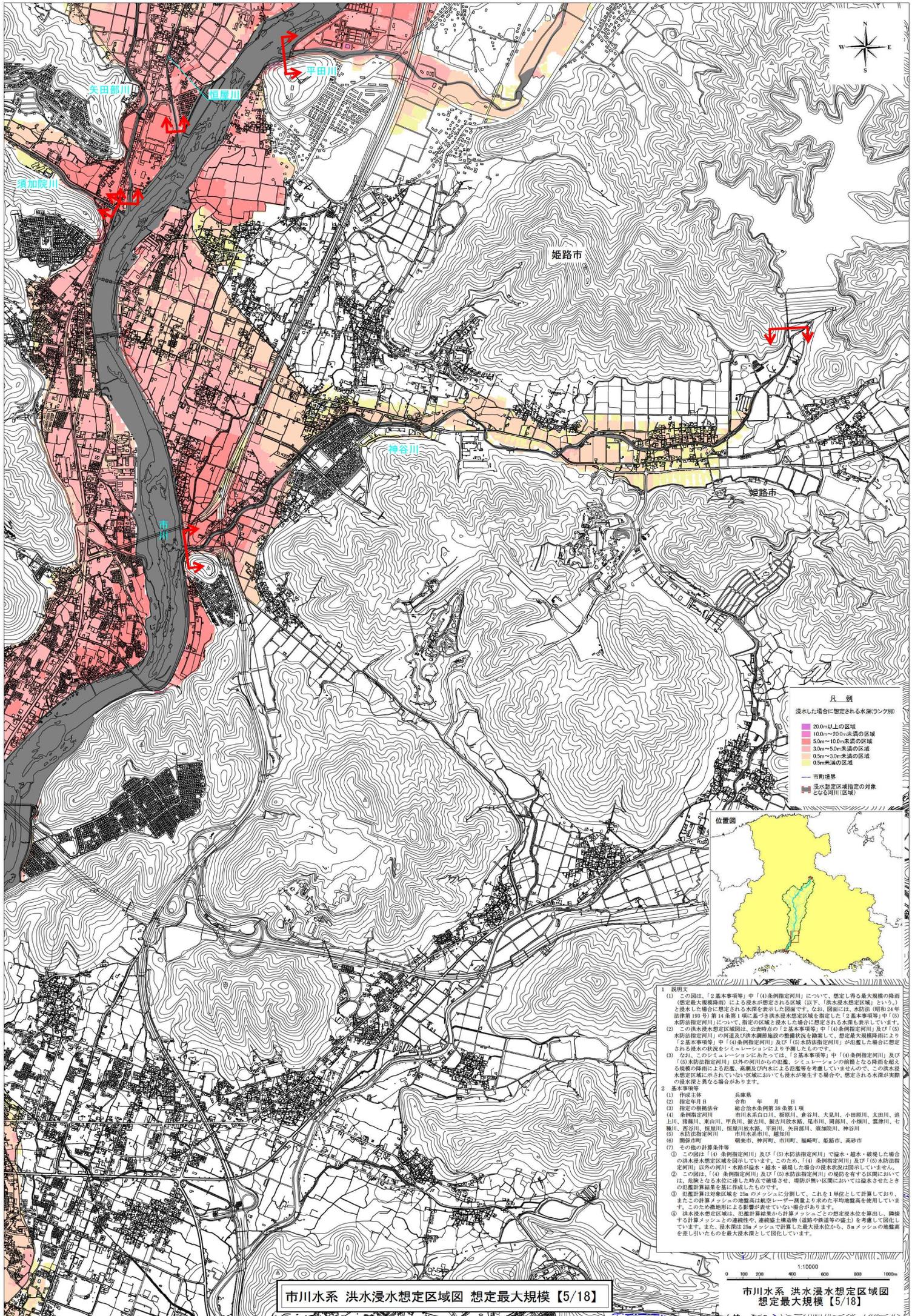
② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で堤防を越え、堤防が無い区域においては氾濫させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は純レベル調整より求めた平均地盤高を使用していません。このため地形高による影響を受けていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの高低差や、連続した建築物(道路や橋脚等)の壁を考慮して図示しています。また、浸水深は各メッシュで計算した最大浸水水位から、メッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。

姫路市

須賀川

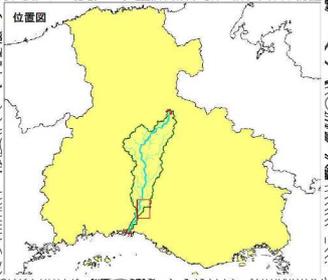


凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

20.0m以上の区域	ピンク
10.0m~20.0m未満の区域	赤
5.0m~10.0m未満の区域	オレンジ
3.0m~5.0m未満の区域	薄オレンジ
0.5m~3.0m未満の区域	黄

— 市界線
 浸水想定区域指定の対象となる河川(区域)



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和49年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域は、公称時高の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況を示したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前線となる高層を越える規模の降雨による氾濫、高層及び外水による氾濫を考慮していません。この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される浸水が実際の浸水と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 市界線 兵庫県

(2) 指定年月日 令和 年 月 日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第39条第1項

(4) 条例指定河川 市川(水原口川、堀川、音谷川、大見川、小原川、末田川、迫上川、猪瀬川、東山川、甲良川、飯古川、飯古川本筋、尾市川、岡部川、小瀬川、栗津川、七瀬川、西谷川、都路川、飯沼川防太路、平田川、矢田川、須加路川、神谷川)

(5) 水防法指定河川 市川(水原口川、堀川、音谷川)

(6) 関係市町 朝来市、神阿野、市川町、福崎町、姫路市、高砂市

(7) その他の計算条件等

① この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で氾濫・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が氾濫・越水・破壊した場合の浸水状況は表示していません。

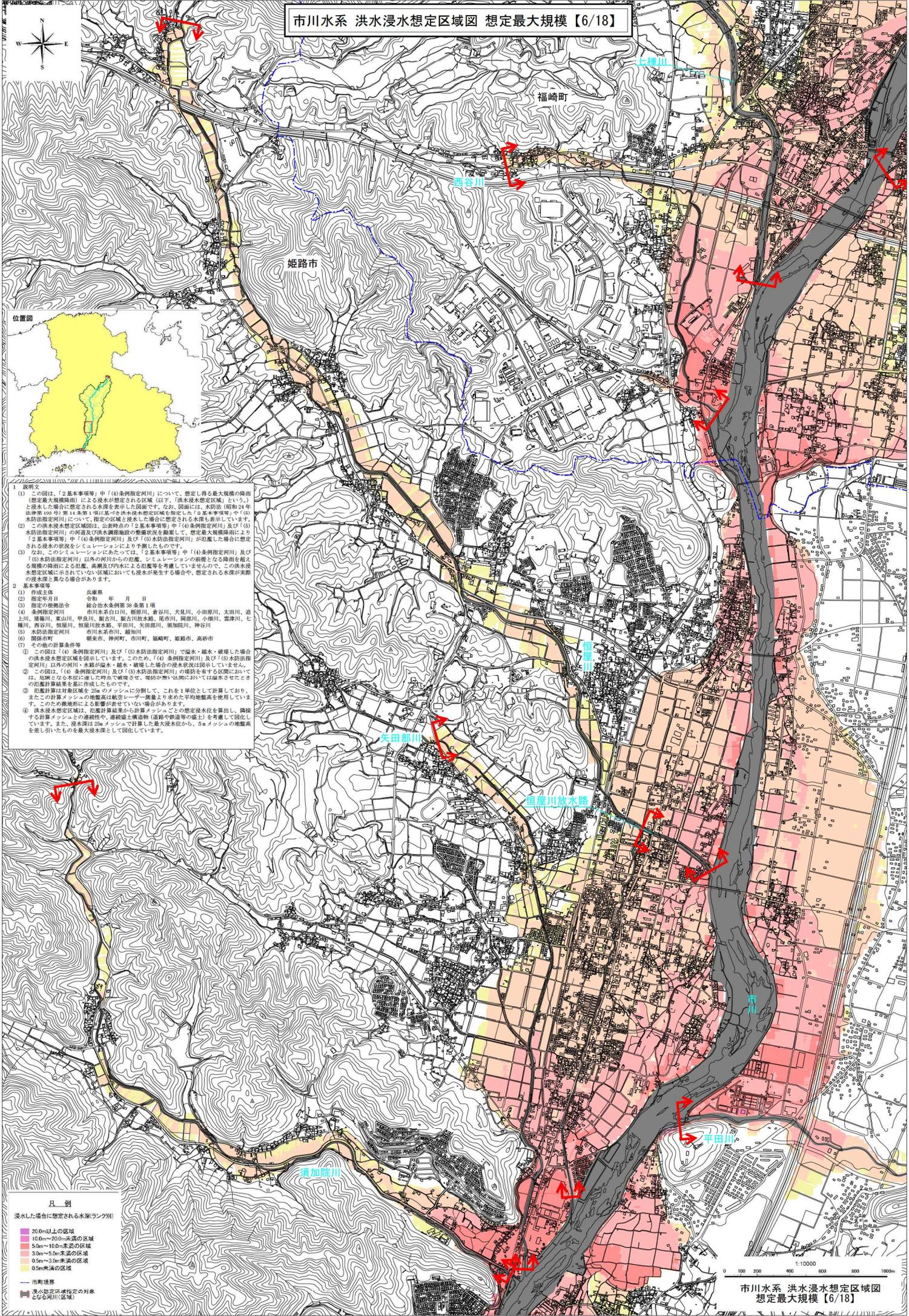
② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊せず、堤防が無い区間においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ この図は、25mメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またその計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表れていない場合があります。

④ この図は、地盤計算結果からメッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続地盤高(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水高から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

市川水系 洪水浸水想定区域図 想定最大規模【5/18】

市川水系 洪水浸水想定区域図 想定最大規模【5/18】



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」といふ。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律100号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域を浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水浸水想定区域を指定して、想定最大規模降雨による「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 指定年月日 令和 年 月 日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 市川水系白川、櫛原川、香谷川、大沢川、小田原川、太田川、道土川、菅原川、東山川、七瀬川、新田川、飯吉川、飯吉川、飯吉川、心堀川、雲津川、七瀬川、西谷川、恒屋川放水路、平田川、矢田部川、須加院川、神谷川

(5) 水防法指定河川 市川水系市川、越知川

(6) 関係自治体 姫路市、神河町、市川町、福崎町、姫路市、高砂市

(7) その他の計算条件等

① この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は表示していません。

② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河川を有する区域において「河川」として指定された区域でも、河川が無い区域については洪水浸水想定区域の範囲計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は標高レーザー測量による平均的地形高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、遊休地・農地(田圃や水田等)の存在を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水深から、5mメッシュの地形高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

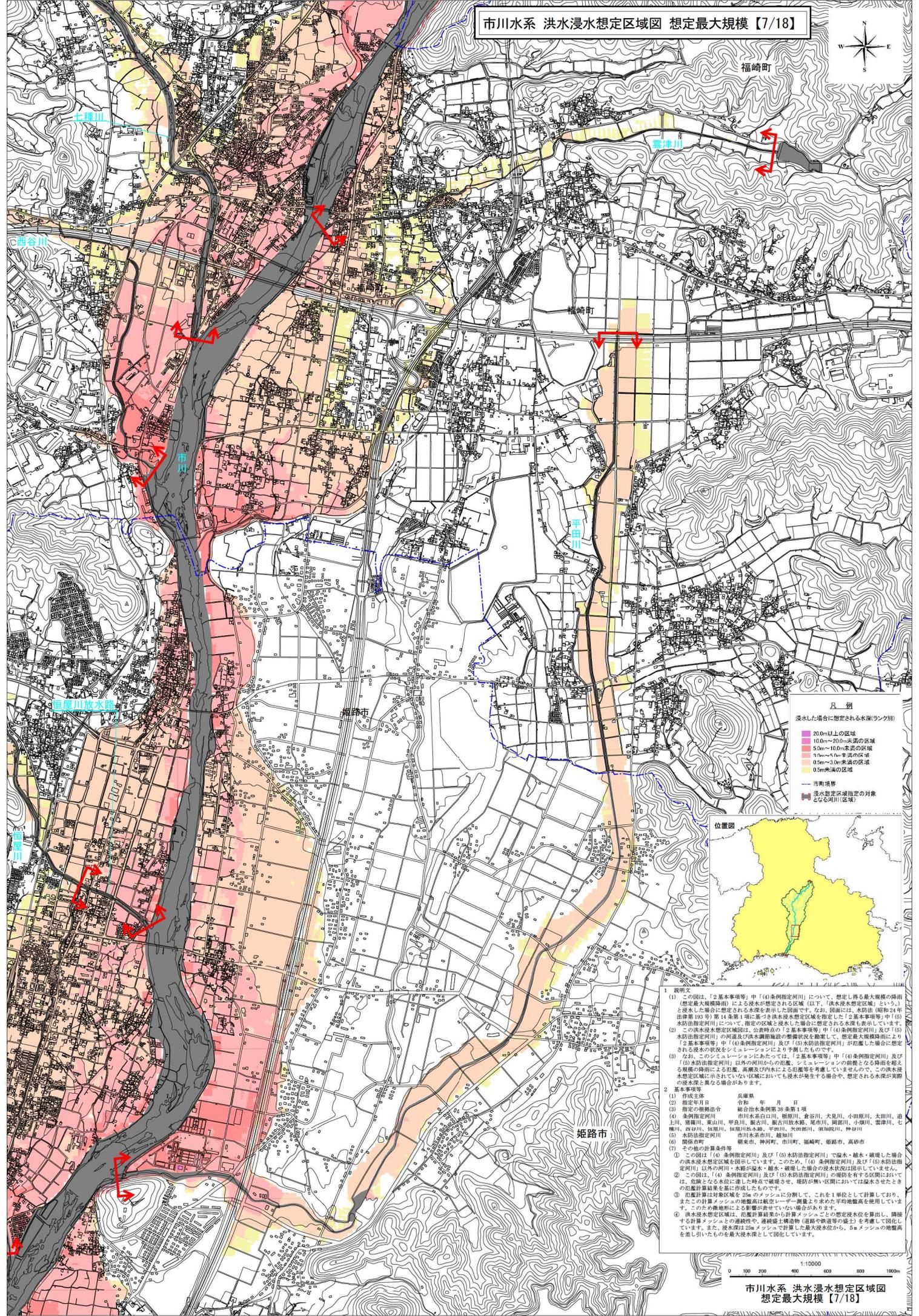
凡例

浸水した場合に想定される水深(ラング別)

30.0m以上の区域
10.0m~30.0m未満の区域
5.0m~10.0m未満の区域
3.0m~5.0m未満の区域
0.5m~3.0m未満の区域
0.5m未満の区域

--- 市町境界

--- 洪水浸水想定区域の河川(区域)



凡例

浸水した場合に想定される水深(ラック別)

- 20.0m以上の区域
- 10.0m～20.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 1.0m～5.0m未満の区域
- 0.5m～1.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域

— 市町境界

■ 洪水想定区域指定の対象となる河川(区境)



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び水防施設等の整備状況を基として、想定最大規模の降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況シミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を想定する規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深となる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 作成年月日 令和 年 月 日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 市川水系白川川、柳原川、香谷川、大見川、小田原川、太田川、道土川、篠原川、東山川、甲良川、飯谷川、飯谷川支流、尾川、尾川、小瀬川、篠原川、七種川、西谷川、恒産川、恒産川放水路、平田川、穴田川、須知川、神野川

(5) 水防法指定河川 市川水系市川、越知川

(6) 関係市町 神河町、市川町、福崎町、姫路市、高砂市

(7) その他の計算条件等

① この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で氾濫・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域図を示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が氾濫・越水・破壊した場合の浸水状況は表示していません。

② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区域において、この図に示した浸水想定区域と重複する区域については、堤防が無い区域においては浸水想定区域の氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は観測データから求めた平均地盤高を使用しています。また、この地形高に地形起伏の影響が表れている場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続地盤高(堤防や鉄道等の壁)を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した浸水深から、5mメッシュの浸水深を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。